

## 令和4年第3回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第3日目)

令和4年 9月15日(木曜日) 午前 9時30分開議

#### 第21 一般質問

第9 議案第45号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第48号 農業用施設災害復旧事業の施行について

第11 議案第43号 令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について

第12 議案第44号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

第13 議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 追加日程

第1 意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

○出席議員（9名）

1番 余 湖 龍 三 君  
3番 山 田 日出夫 君  
5番 西 山 由美子 君  
7番 泉 愉 美 君  
9番 工 藤 弘 喜 君

2番 西 森 信 夫 君  
6番 須 河 徹 君  
8番 谷 口 武 彦 君  
10番 河 端 芳 惠 君

○欠席議員（1名）

4番 仁 木 義 人 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は仁木議員から欠席の届出が出ております。したがって9名の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第21、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

3番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田日出夫です。通告書に従いまして、町長にお伺いをいたします。

農業振興策の一部見直しと強化の考えは。

歴代の町政は、基幹産業である農業の振興を基本に据え、基盤整備や各種ソフト事業を重ね、生産量と品質の向上を推進してきました。

一方、近年は予想を超える風水害や降ひょう被害が頻繁に発生し、農業経営を守る備えと支援の重要性が再認識されています。

農業を取り巻く社会環境も変化し続けており、それに応じた振興策の一部見直しや強化について行政の認識と対応を伺います。

1、気象変動や農業基盤と農作物への被害対策および農業を取り巻く環境の変化に対応する農業振興への基本的な認識は。

2、今年の集中豪雨、降ひょうによる農業被害に対する第2弾の支援策とその検討の経過は。

3、排水溝土砂上げなど保全会事業で対応しきれない事業量の対処法は。（中小河川整備を除く）

4、地産地消や近隣消費者を呼び込む農産品販売施設を設置するなど支援の考えは。

5、新規就農や移住につなげる農業の学習・体験・交流を行う「農業塾」の創設、農林業部門への町おこし協力隊の増強、農業とリンクした新しい民業育成を支援する考えは。

以上、お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農業振興策の一部見直しと強化の考えは」について、5点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

1点目に「気象変動や農業基盤と農作物への被害対策および農業を取り巻く環境の変化に対応する農業振興への基本的な認識は」とのお尋ねがございました。

本年の災害につきましては、1日単位の降水量として捉えれば、さほど多くありませんが、天候の急変による落雷・降ひょうおよび短時間での集中豪雨が特徴であり、排水路の水位が一気に上昇する事象が相次ぎました。

そのため、玉ネギを中心として過去に例のない規模での廃耕を余儀なくされ、農地や排水路等にも大きな被害をもたらしました。このような状況に対応し、速やかに支援策を講じる考えのもと、7月臨時議会にその第1弾を提案させていただいた次第であります。

また、最近では、肥料をはじめとする生産資材および配合飼料等の価格高騰や環境負荷低減に向けた「みどりの食料システム戦略」など持続可能な農業のあるべき姿を模索していかねばならず、あわせて社会経済の変化にも対応しながら、今後の農業振興に関しては農業者からの声を聞きながら引き続き進める考えですので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

2点目に「今年の集中豪雨、降ひょうによる農業被害に対する第2弾の支援策とその検討の経過は」とのお尋ねがございました。

7月15日に農業者向けの説明会を開催し農業者からの意見を伺っており、農地災害復旧助成事業に関しては、自力施工を認めてほしいという声が、降ひょう被害土づくり対策支援事業に関しては、緑肥にこだわらず、それ以外の係増し経費に対する支援を求める声などが出されました。

その後、JAきたみらいおよび網走農業改良普及センター等の関係機関とも協議を行い、内部で検討した結果、今回の補正予算に降ひょう被害土づくり対策支援事業の追加計上を提案しております。

具体的な内容は、7月臨時議会で議決された廃耕後の農地に播種する緑肥種子購入経費のメニューに加え、廃耕後の農作物を畑にすき込む際の賃料料金を係増し経費として支援の対象とする旨を第2弾として提案させていただきました。

その根拠として、罹災後にJAきたみらいおよび農業改良普及センターから農業者向けに発出した技術情報があり、その内容は玉ネギの廃耕・すき込みを行う場合の留意点として、ロータリーを用いたほ場のすき込みと緑肥作物の栽培をセットで推奨していることに基づくものでございます。

3点目に「排水溝土砂上げなど保全会事業で対応しきれない事業量の対処法は（中小河川整備を除く）」とお尋ねがございました。

保全会につきましては、各実践会で実施する各地域保全会と河川等複数地区に広がるものを実施する広域保全会があります。

各地域保全会については、各地域の課題に対し側溝の土砂上げや草刈り、伐木等の維持管理を地域の方で実施していただいているところであります。地域の課題解決に向けて連携した取り組みを進めているところであります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農業者等による基礎的保全活動や地域住民による農村環境の保全等、いわゆる平時における維持管理を目的としており、町で管理する排水路等の土砂上げ等につきましては災害対応で実施することで地域と協議しているところであります。なお、災害復旧対応にご協力いただいた保全会もあり、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

いずれにしても、復旧は途上でありますので、今後も保全会や地域と連携し早急な復旧に向け対応してまいりますので、ご理解願います。

4点目に「地産地消や近隣消費者を呼び込む農産物販売施設を設置するなど支援の考えは」とのお尋ねがございました。

本件に関しては、総合計画の「農業のまち」の推進の項目に地産地消・食育の推進や消費者グループなどとの交流を推進し、理解される環境づくりに努めることが盛り込まれております。

現在、町内に地産地消に取り組む農産物や加工品等の販売を行う農業者グループは存在しますが、直売所・イベントでの販売・移動販売車などの形態をとっており、販売施設を持つ団体はないと認識しております。

過去に物産館のご質問を受けた際にも同様のことを回答しましたが、町が販売施設を整備するのではなく、農業者自らが何を売るか、常時販売できるものをどれだけ供給できるかといった延長線上に店舗という選択があると考えております。

その際に既存の店舗出店等支援事業補助金などの活用をはじめ、行政としてどのような支援ができるか判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

5点目に「新規就農や移住につなげる農業の学習・体験・交流を行う『農業塾』の創設、農林業部門への町おこし協力隊の増強、農業とリンクした新しい民業育成を支援する考えは」とのお尋ねがございました。

令和元年6月にJAきたみらいが20年後の農業を見据えた「地域の将来像の検討資料」を示し、これをたたき台に各実践会での話し合いや組合員個々からの意見聴取を展開し、本町職員もこれに参加しております。

その集約結果は、令和3年1月に協議され一旦は終了していますが「今後も訓子府農業は家族経営が主体で一定数の離農は見込まれるものの、なるべく農家を減らさない」ことを軸に農業振興を展開する方向性が確認され、その一例として外部労働力を求める意向が強くコントラクター事業の充実が望まれており、大規模化を見据えた農業基盤整備事業のさらなる充実などが挙げられます。

このことから、新規就農や移住という視点は、本町農業振興の優位順位として高いものではなく、農業塾に関しては、これまで展開してきた北見農業試験場とのチャレンジアッププロジェクト（若手農業者の勉強会）に今後も重点を置く考えです。

また、農林業部門へのまちおこし協力隊の増強に関しては、どの分野での課題解決を行うのか、地域への定住・定着を目的とした地域おこし協力隊にその役割を委ねるべきことなのか内部で議論が尽くされている状況になく、そのため、農業とリンクした新しい民業育成を支援する考えについても今のところは持っておりませんので、ご理解願います。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） それでは、再質問をしていきたいと思えます。

冒頭ですね、被災されご苦労されている農家の皆さんにお見舞いを申し上げたいと思えます。

さて、綿々と長年にわたって続けられている農業基盤整備事業、暗渠排水整備や均平事業、客土、そして排水機能の中小河川の整備、農地周りの排水溝の維持管理と。幅広い農業の基盤を整備する事業が続けられてきておまして、これらのおかげでいい農産物ができて、生産も安定してるかと思えます。この基本路線は、今後もわが町で堅持すべきものとまず基本として考えております。一方、述べられているように気候変動が原因かどうか

分かりませんが、たぶんおそらくそれが主な原因かもしれませんが、突発的な天災が続くように近年はなっていておまして、これからはもうこの傾向は弱まることはないんでないかと素人ながら考えております。だから、基盤整備を主としながらも、災害に即応できるというか、予防はできませんけども、なるべく災害がでないような地上での予防対策はある程度可能かもしれません。その予防の部分だとか、残念ながら起きてしまった後の即応体制ということについては、まだまだ不十分な面もあろうかと思えます。この予防と即応の部分についての認識と今後の事業展開といいますかについては、大きくどのように考えているか教えていただきたい。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありました予防に関しましては、こちらに関しましては、先ほど山田議員の言葉にもありましたとおり異常気象、今後もこれが頻発するのではないかというような見解は私どもも同じような見解を持っております。現実的になかなか予防というものは突然ひょうが降ってきたり、風が吹いてきたりというのは、なかなか難しいということで考えておりますし、こちらについては、近年、気象予報精度の高まりというのは、確実に予報的中するようなかたちになってきています。ただし、今年みたいにわっと訓子府上空で突然雲がわくというような状況にちょっと対応することは現実的には今、難しいと思っておりますので、決定的な予防策というのは、こちらとしてはまだ見出せていないというのが正直なところです。

もう一つの対策につきましては、これは起きてしまってから部分であります。今回の部分、訓子府町としても被害を受けた部分の復旧とかに今回の議会で2名の議員さんから既に質問があったとおり、このような展開をやってきておりますけども、まだまだ十分どころではないという部分は残っているかと思えます。この辺につきましては、これからも農業者の方、地域住民の方の声を聞きながら、やっていかねばならないというところで考えております。事業展開につきましては、今回のご質問はまず災害に関してということなんで、災害の都度、考えていかなきゃならないと思えますけども、今回みたいに過去に例のない災害という部分については、やはり今までなかったような例外的な対応も考えながら、町としてやっていかねばならないと思っておりますし、比較したら、ちょっと例えとしたり悪いのかもしれないですけども、ここまでの災害ではないというような災害の場合は従前のような対策のまま、その辺を使い分けながら、こちらとしても考えていきたいなと思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） そのようによろしくお願ひしたいわけですが、予防というのはもちろん、自然のすることを予防することはできないと思えます。私が言っているのは、先ほど地上においてと言いましたけども、地上において、災害、天災がきても被災のレベルを少しでも和らげる低減できる地上での対応を予防と言ったんです私は。そのことと課長、今言われたように、災害の規模に応じてなるべく早く対応したい。今後も農業者の意見を聞きながら進めるということでもありますから、そのとおりなんですけども、現状では、ほかの議員も質問された経過の中でもあらわれたように、その対応の推進体制はなかなか揃っていないのが現状であります。それで、町長が昨日の答弁の中で言われてたように、荒沢課長からも出てましたね、今までのような、それは災害復旧の事業を捉えての話でし

たけども、今までのような体制ではなくて、国や道や地元の連動というか、協働というか、そういうことの大切さ、それと国も排水河川の断面の確率年の見直しも含めて断面の見直しもようやく重い腰を上げつつあるというような説明もありましたように、それを町内においてみた場合ですね、町と農協などの農業関係団体と、それと地元と地元農業者という連動の仕組みをですね、協働の仕組み、そして町は予算の裏付けを付けていくという、そういう仕組みをはっきりとですね、用意すると。それを用意することによって、災害の起きたレベルにもよりますが、今以上に体制の整備がされるんでないかと非常に思ったわけです。そして一部そのように、答弁にもありましたように、保全会によっては、一緒になって協力してくれたということもあるわけですから、もう芽が芽生えているんでないかなと思うんですね、方向性の。そういう仕組みづくりについて、予算が伴うわけですから、町長のご認識を伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありました町と農協と地元農業者の協働の仕組みづくりというようなことに関しまして、今回の災害におきましても、町と農協の仕組みは粗方できあがっているということで、私の方は認識しております。しいて言えばきたみらい農協は広域農協ですから、きたみらいとして訓子府町に何ができるかという部分、ほかの行政とのバランスとか含めて難しいものがあるとは思いますが、こういった災害に関しましては、かなり機動的に対応いただいているということで考えております。今回の多面的な保全活動につきましても一部協力いただいた部分もありますし、本来多面的な共同活動というのは、答弁書にも表記したとおり平時の土砂上げとか草刈りの活動をするものでありますけども、元々国の要領上は、こういった災害の活動にももちろん地域の合意があれば、そのお金を振り向けるということではできるということになっておりますし、今回の災害以上の畑が壊滅的にやられたというようなことで、もう保全をする部分がなくなってしまうという場合においても、すべてを復旧活動の予算に多面的なお金を振り向けるような特例的な措置というのも位置付けられております。その辺、町と農業者の共通認識があるかどうかというのは、また別の話なんですけども、そういったことも含めて今後もそういった体制の確立をこれを機にやっていかなければならないと思っていますし、どうしても復旧作業のときには、町の直営でという部分では手が足りません。だから農業者の方も畑がまだ作物がちゃんと残っている部分で被害にも遭っているということあったら農業者の自分のお力で復旧をするというような部分も、いろんな重機とか持っていらっしゃる方もおりますんで、そういったお力も借りなきゃなんないというような部分があって、今回もどうにか乗り越えてきたわけですけども、今回の7月臨時で上げさせていただいた農地復旧災害の部分でも自力で施工した部分は当初こちらとしては補助の対象としないということで考えておりましたけども、そういった部分も対象にして、やっぱり皆さまの力もどうしても、こちらでも及ばないこともありますので、生かしながら考えていきたいと思っていますし、今は復旧ありきで論議が進んでますけども、もうちょっと先の段階で町と農協と農業者の方、こういった場になるかは分かりませんが、こういった災害に対してどういったかたちで備えていこうかというような検討もしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） まさに今、私が言ったこと、課長が最後の方で特に触れられたこと。そして現実にはもうその芽が、芽ですね、芽があらわれてきている現場、それらから方向性はそのような方向性でないかと私も素人ながら思いますんでね、ぜひとも研究をもう始めて行ってほしいなと思います。先ほどのやりとりの中で今年の災害はちょっと想定外というか臨時的な、臨時って言うんでしょうかね、予想外な規模だった。それも短時間でということもありました。でもこれは今までなかったけども、もう起きちゃいましたからね、もう例外でないんですよ、来年からは。来年というか今年の秋雨は分かりませんが、だから通年ずっと雪のときは雪害もありますけども、雪がない間は雨等の災害はいつ襲ってくるか分からないし、それが厳しさを増してくるだろうという予想があるわけですから、ぜひともそのシステム、仕組みづくりに期待して次の項目に移りたいと思います。

2点目でございますけども、この間、未曾有の、私は未曾有だと思ってます。未曾有の災害対応に追われ、ご苦労された役場の皆さん大変お疲れさまでございます。1か月ぐらいの間に3度も4度も襲われたわけですから、大変だったかと思います。

さて、6月からこの8月までの災害に対しまして、第2弾の検討するという答弁があって、まさしく今、大里課長もふれられた農地を守るために緑肥の反当たり2千円に加えてですね、今回諸経費に対する2千円、坪、反当たり4千円の補助が今、上程、2回目は今、今議会に上程されております。この2千円の算出根拠については、先ほど農協の大体ガイドに沿って行われたものということで、当然、農協と協議されたということなんでしょうけども、この2千円というデジタルな数字は、そのガイドに沿って行われると想定する作業および諸経費のどの程度カバーしているものでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今回提案させていただいている緑肥の土づくり対策事業の追加の2千円の算出根拠なんですけども、まず、先ほど答弁書にありましたように、6月の18日、19日に一発目の被災を受けた時に農協と普及センターから緊急技術情報として、もうやむなく廃耕というような判断をする場合には、ロータリーを1回か2回かけたりしてプラグをかけるとかして完全に食物体をすき込んだ上で、その後の土づくりの対策として、こういった緑肥をまきましようというような技術情報を発出してあります。それに基づいて7月の臨時議会で緑肥をまいた場合という形で出しました。そのあとでロータリーをかけた場合の、例えば算出根拠というのは、ロータリーを自分でかけるということではなくて、ロータリーを誰かに頼んでかけてもらってといったときにお金の単価として、いくらが発生しますかという賃作業料金表というのが、昔、農協に存在しておりました。そういった基準の単価でロータリーをかけた場合の単価ということで2千円という数字がありますので、基づいております。それだけで今回の2千円を作ったわけでは実はなくて、いろいろな部分で比較の検討をしております。これまでの全員協議会とか7月の臨時議会で、いろんな方からこういった費用をというような部分に支援ができないかというご意見をもらいました。玉ネギの一つの例として、廃耕するにあたっては廃耕を判断するまでの間に軟腐病とかの防除をとりあえず予防的にやっておかなきゃならないよと。そういったときの農薬代はどうなるのかというようなことも試算をした結果、廃耕までまったく防除しない方、もうあきらめて。何回もやる方。大体0回から5回ぐらいの幅



でしょうというようなことで普及センターとかその他関係機関と話し合いまして、その間に軟腐病の薬剤、反当たりいくらでしよってというような細かいコスト試算をしました。そしたら、その薬剤代という部分は、何もやらなかったらゼロ円ですけども、5回やった、いろんな薬剤を組み合わせたといったら3千円ぐらいの経費になってきます。そういったものを1本やりまして、あともう一つ、ロータリーをかけたたりプラグをかけたたりしたら、もちろんトラクターの燃料が発生します。だから10a当たりそれを動かした場合にどのぐらいの燃料が発生するのだろうということで、トラクターの馬力数にもよってきますけども、大体80馬力の場合でロータリーを2回かけた場合千円弱というような形になってきます。こちらとしては、皆さんのやった回数で助成をすべきなのかとかというようなことも含めて、やはり今回の緊急的な措置という部分とスピードをもった交付ということを考えて場合、何回とかではなくて、やっぱり一律の部分のラインを行政としてできる範囲でということで検討して比較した結果、ロータリーの賃料料金に根拠を求めようということで決定した経過にあります。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 詳しい説明ありがとうございます。分かりました。農協と十分に過去の例とか実績といいますかね、勘案して全体を見通して平均を出して、結果としてはロータリーの部分に収れんさせた2千円だったと今聞こえましたけども、分かりましたというのは、今の説明がよく分かったということが一つ。それと私のもとに声が届いている農業者との声との乖離、差の理由がよく分かった。平均で出しているということがあった。だから人によっては、やり方が違うということで差が当然生じるということと、今聞いてた平均値だし、平均値の6千円、積み重ねたら6千円に頭の中ではなりませけども、もう少しあるのかもしれないけども経費として。結果として2千円ということは3分の1助成だということにもなるのかなと。それに対する農家によっては充足感が持てないとか、今ひとつという思いの人もあるれば、ああこれでよくやってくれたという人もいると思います。それはさまざまだと思います。ただ議員のもとに届く声というのは、満足した声は届かないですね、過去の、過去のとか昨日までの質問にもあったように。だから、スピード感を持ってやられたこと。農協等々と調整を図って対応されたことは私は評価しておりますけども、こういう声もあるということですね、今後の対応に生かしていただければなと思っております。それで今は2千円がどうだったかという話でしたけども、実は非農家の私のところに予想外な声が届いてますね。何だか分かりませんが、それで次の声を紹介しますけども、廃耕地に2千円2回の助成でよいかという話は今終わり、一応させてもらいました。次は廃耕地限定でいいのかという声が届いているんですね。それも廃耕した人から届いているんです。ずいぶん町の全体を考えられる農業者だなと思って私は感心しましたですけどもね、廃耕していない人というのは、さほど多くはないのかもしれないけど、一定程度あります。私どもが道路を走ってても、北見に行く途中の日出地区なんかにも、もうギリギリの何て言うんですか、端境というんですか、端境の残っている畑と廃耕された畑が混在しておりますけども、先ほども言いました大変ご苦勞されてですね、全体を見渡して俯瞰して平均値をとっていくという対応をされたわけですけども、はなから耕作継続を考えた人たちは関係ない話なわけですね。ところが私が聞くには、全町的に広がっているかどうか分かりません。雨のせいとも分かりません。ひょうのせい

かもわかりません。腐れがなんか今年は多いと聞いているんですね私はね。だから耕作を続ける決断をされた方もまだこの先にご苦労が待っているわけですね。選別だったり品質の低下だったり、そういうことからいって、この限定したということによかったのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今のご質問ですけれども、まず今回の2千円が平均をとったというような考え方ですけれども、先ほど言った賃料料金の中には燃料とかというのも含まれて入っています。こちらとして、平均をとってそれを出した訳ではなくって、皆さんが廃耕後どれぐらい防除をやられたんだらうとか、そういった部分を見た上で、これがいいのではないかと。だからそれをやりだすとゼロの人は何にも当たりません。5回の人には5回分のものを何か証拠として示してくださいというような行政的な手続きをしなければなりませんので、そういったことを勘案した上で2千円というものを算出しております。もう1点の廃耕した部分以外のという対策なんですけれども、こちらについても今回は今、町の対策を論議しているわけですけれども、これを出す上でJAきたみらいさんでどのような対策を出すのということは、以前から調整を図りながらやっております。まずもって今、きたみらいの施策を言いますけれども、きたみらいは今回の被災の部分で廃耕した廃耕しないに関らず品目も限定することなく、今年の農薬代、既に農協、とりまとめ価格で購入された農薬代、被災を受けた後に防除が必要だということで買われた農薬代、その後で買われた農薬代は最初の取りまとめ価格というのと違って、かなり少し高い値段で購入することになります。それを全部取りまとめ価格にすることで対策を講じています。そういったことだから、農薬代はそれプラスかかったわけなんですけれども、取りまとめ価格で供給をするというような対策を打っておりますし、今度は廃耕した部分になりますけど、廃耕した部分については、農協の賦課金という部分を援助するというような対策を打つというようなあたりがあって、町としては、このような対策をじゃあ打っていきますよとかいう調整をしながら政策を講じています。先ほどの廃耕した以外の部分につきましては、もちろんこちらも事情は承知しておりますし、廃耕しないで、玉ネギばかりを例にして申し訳ないんですけども、何とかやっぱり収穫できるような状態までつなげていって、その結果、上げてみたら物が悪かったというようなこともあろうかと思えますし、イモについても雨何回も8月もきましたから、腐っている部分もあるということでお聞きしています。そういった部分の全体の対策については、当初から申し上げているとおり年末の部分でどうなっていくのかということ踏まえて、あらためて考えていきたいと思ってましたんで、その廃耕と全体を見据えたというところは切り分けて考えているところでございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） ありがとうございます。平均の話に戻りたくないんだけど、平均の話は私、否定的に捉えているんではありませんからね。当たらない人も出るわけの中で平均でやっぱりカバーしてく。広くカバーしていくということは評価できると思います。

さて、その廃耕以外の話ですけれども、今、最後に私が聞いたかったことを最後に言っていたと思います。ちょっとジリジリしながら我慢して聞いてた甲斐があったなと思います。第1弾、第2弾と私が勝手に騒いでますけれども、それを第3弾というのか別として、訓子府町農業の今年の出来秋の状況を見極めて農業振興の観点から対策も見極めたい

ということでありますから、ぜひともそれに農家も一定の期待を寄せると思いますし、私も期待をして、期待をするだけじゃなくて応援をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

あつという間に時間は過ぎますね。三つ目に入ります。

ここで私が言っているのは、災害とは直接関係ないんですよ。日頃、保全会というのは、回答にもありましたように日々の基盤整備の維持管理ですからね、そこにたまたま災害きちゃったもんだから、ややこしい話にはなってますけども、しかも私は地域の状況を見ると近年のやっぱり降雨によるんでしょうか、畑まわりですね、農家の足元ですよ、足元の畑まわりの排水溝ありますよね、それが既にもう土砂上げしなきゃならない箇所がたくさんあるんですよ。それを保全会で対応してますけども、普通の当時でも保全会の事業では穂波だけ言えば間に合っていないんですよ実は。しかも通い作もあるじゃないですか最近。穂波の方が福野の方に持っていたりするわけです。そうするとその土砂上げについては両方の保全会で協議をして持ち合いを決めたりですね、順番を決めたりしてるわけですよ。もう全然間に合っていないです正直言って。卑近な例でなんだと思われる、誤解を恐れず言いますが、私の家の裏に排水溝流れているんです。畑の側、宅地と接して。それは南北で言えば道道と旧鉄道用地、東西で言えば西18号と19号の間、この狭い畑からの水が度重なる雨のためにですね、側溝細い、日頃は流れないんですよ。そこがもう畑にあふれましたし、宅地、少し高くしてあるんですけど、宅地も浸水しそうになりました。私の住んでいるあんな平らなところでもこんな状態ですから、町内の畑まわりの排水溝の土砂上げの現状というのは大変なこと。今回なったし、日頃もなっていたということでお尋ねしている訳です。全然保全会では間に合ってません。そして、直営は災害の対応が主だということもありますからね、この足りない部分どうしたらいいんだろうというのが保全会の総会を開くたびに話題になる。全町でもおそらくなっているんでないでしょうかね。だから、ここを言っているんですよ。何かちょっと回答がちょっとズレているような感じですが、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、保全会でオーバーフローしている畑まわりの土砂上げに対応する事業を起こしてくれませんかということでもありますけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 保全会でできない、地域の保全会かと思うんですが、そちらの方でできないものがあるということですが、基本的にはまず流れとしまして、実践会長、1月に変わりますが、そちらのときにですね、会議で要望ごとお願いいたします。一応、保全会の活動についても私の方でも以前からなんですが、要望事項に入れてもらうという形をとっています。その中で各地域によってはですね、地域の保全会の割り当てというのが戸数によったりとかで変わってきますので、ほとんど地域の保全会が活動できないような金額になっているところもあるのは分かっておりますので、そちらについてはできるだけ、すべての実践会長と必ず1月に提出していただくときには、できるだけアポドリして提出いただいたときに、一つ一つについて、町がやるものなのか、保全会がやるものなのかのところの項目は、そのときに私の方で振り分けております。ただ、その中で保全会でできない。これは作業量が多いとか、あと金額の問題とかもありますので、そちらの方についてはできるだけ町でやりましょうとあって調整はさせていただいており

ます。ただ実際、やりたいって言う農家さんのですね、箇所とですね、地域の保全会とも予算が合わないというのは議員おっしゃるとおり、ほとんどすべての実践会では、そこで苦慮しているような状況でございます。そちらの方まだ、できれば町の方でも対応したいんですが、今後そこはまた検討していかなければならないかなと思っています。また、あと先ほどの例として言われましたけども、その場所というのがですね、うちも町道と河川って管理していますんで、そちらの方の銀河線の跡地については、もう農家さんのものになって、その排水路はきっと用水になっていると思うんです。しかも用水の分派になりますんで、土地改良区でもなくなるようになったら保全会でやらなければならないとかって言う、その枠組みとかありますので、そちらの方はちょっとご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） よく町は認識されているなと思って安心しました。保全会ではまったく、まったくってあれですよ、やれる分はやっていますよ。オーバーフローの部分を言っているんですけども、そのオーバーフローの部分で苦慮してるのだという認識はされているということ。それと私が出したのは、たまたま平地でもこんな状態だよというんで、やってくれという意味で今言っているわけでは。農家さんはやってほしいと思ってると思うけど、そういうことであります。例ですので、ご理解をいただきたいと思います。検討されるということで、当然検討していただきたいと思います。現場が待ってますから。現場が待っていますので対応しない手はない。それで保全会事業を否定しているわけではまったくない。いい事業だと思いますけども限界があるのでね、あふれた部分は町費対応でやっていただきたい。ただ、先ほどの質問もしましたように、なかなか機械力も含めて体制の問題だとか、町が持っている保有機械力の関係もありますから、一朝一夕にはいかならないと思いますけども、予算は付けれるということですよ。町はここにもうしっかりと着目していただいて、予算を付けて、町内の機械力だけでなくでですね、これはもう昨日質問あったから詳しく触れませんが、結果として土砂上げが進むような対策を講じていただきたい。検討されるということですから、この問題はこの程度にしておきたい。ぜひ期待も含めてお願いをしたいと思います。

それでは四つ目に入ります。

過去に道の駅を質問された議員さんがいましてですね、なかなかできないという答弁があったかと思います。うちの町は純農村でありまして、非常に品質のいい農産物が安定的に収穫できている素晴らしい町、農業の町だと思います。だから農産品はいろいろ品数もいろいろあろうかと思っています。それで生産したものをですね、市で売ってらっしゃるグループもあって、盛況を呈しているということでもあります。私は町が建物を建てられて質問しているわけじゃないんですよ。いろんな形があると思います。建物を建てるとなるとね、用地だ場所だ、どんな規模だ、やれ何だかんだととんでもないことになっていきますから、そういうことではなくて、市と消費者が認識して楽しんで農産物を買って求めるような設備と言った方がいいかな、設備。それは小さいものから大きいものまでいろいろあると思いますよ。テントなのか何なのか、テーブルなのかってごちゃごちゃいろいろあると思いますけども、そういう設備を何て言うんでしょう、言ってくるの、申請を待って、こうい

う補助金あるよっていうのもいいけども、町が積極的に案内も含めてですけども、推奨も含めてですけども、そういうことを言っているんですよ。ムーブメントを町の方から少し起こしたらどうだろうかということなんです。こういう考えは成り立ちませんか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今のご質問に関しまして、私自身もこれまでそういった活動をする方々とずっとお付き合いをしております。その相談の中でもこういった直売所とかそういうのを常時設けてみたいとかというようなお話もいただいたことはあります。ただし、そういった部分で話を詰めていくと、やっぱり常に、先ほどの答弁書にあったように品数を揃えられるのかとかいうような話の部分にちょっとぶつかっているのが正直なところでありまして、またもやそういった側面のほかに農業者の1戸当たりの経営規模が上がっていつていると。だからその部分をご自分でやられるのか、パートさんとかを雇ってそこまで持っていかれるのかというようなことも含めて相談にはもちろんのっております。私どもからムーブメントを起こすというような部分は、先ほど回答したとおり、地域の将来像でどういった声をとということ各個人から拾い上げてきておりますけども、なかなかそういうような声が聞かれないというようなことが実態としてありまして、こちらとしてもそういった現状の中で、こういうのをやってみてはというような提案というのは、なかなか難しいかなというところが正直なところでございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） ありがとうございます。課長の方でもご認識を持たれて接触する中で協議とか話している。なかなか火がつかないということかなと思います。形はいろいろあるし、行政として、やっぱり産業振興とか町の姿だとか、町が力を入れていることを内外に発信していくという、するという役割もありますのでね、希望者を待つというだけではなくて、今後も検討を重ねていただければと思います。

五つ目ですけども、私はここで五つ目の一つ目で言っていた農業塾というのは、こういう取り組みを過去も今も似たような取り組みはまったくないと言って言っているわけじゃないんですね。ただ、ネットだとかSNSだとか非常に各種の情報発信のシステムですがが定着してきている中で、そういうような活用をしながら、時には在地の、この場での集まりとか、ということ大風呂敷のように聞こえるかもしれないけども、そして明日、明後日の話ではないけども、やっぱり町のイメージとか、町の力を入れていることを内外に定着させるためにも、このような試みということでもありますので、何かあれば言及していただければ。

それと時間ないから合わせていきますけども、二つ目の協力隊、これは協力隊の目的、いちいち言うこともないですけども、定住も含めて産業等の活性化も含めて町の力を高めるための目的があると思いますけども、今の方は頑張ってもらっていますけども、この事業の目的からいって増員は必然だと思います私は。増員。数がいないとこの事業の目的が達せられない。ぜひとも来年度の予算に増員の予算をあげていただきたい。そう思っております。これは強く求めたいと思います。

民業の件はですね、個々の思いがまず先にあると思いますから、再質問は抑えておきます。この二つについて、町長お願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員の質問をずっと聞いててですね、本当に我々もこれからちゃんと対応していかなきゃならない制度や痛いところや細かいところも含めてご指摘いただいた点については、われわれは今後努力していかなきゃならないと思います。ただ、私は今回の災害を見て農林商工課、そして建設課、本当によくやっていると思いますよ。山田議員のご指摘というのは覚悟の上でやっている状況ですから、ご理解いただきたいと思います。3回目の支援はまさに何回も言っています。1千万、さらに終わったあとでの1千万というのは、1千万か2千万になるか分かりませんが、これは今言っているわけじゃない。前から言っている。ここはご理解いただきたいと思います。

さて、今言っている農業塾と新たに協力隊の増員を考えるべきでないかということです。

農業塾については、参考意見として理解していきたいと思いますが、協力隊については、まだ1年たっていませんので、ちょっと状況を判断して、果たして増員が今必要かどうかということも含めて、予算に向けて検討し判断していきたいと思いますので、これはご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

1分です。

○3番（山田日出夫君） 分かりました。ぜひともですね、今回の答弁、回答の中で既に考えている。これから検討する。これは再三出てきました。非常に心強く思ったし、私たちも期待しておりますので、ぜひ鋭意、前へ進んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（須河 徹君） 3番、山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第45号、議案第48号、議案第43号、議案第44号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第45号、議案第48号、議案第43号、議案第44号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第45号の質疑を許します。議案書19ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第45号の質疑を終了いたします。

次に、議案第48号の質疑を許します。議案書33ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第48号の質疑を終了いたします。

次に、議案第43号の質疑を許します。議案書1ページです。

ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。まず1点、ちょっと質問させていただきます。ページ数でいきますと7ページになります。7ページの衛生費、保健衛生費に関わることなんです。予防接種健康被害調査委員会委員の方たちに対する報酬、あと旅費というのが予算計上されておりますけれども、この予算の問題については中身は全然いいんですけども、一つは、この委員会の委員の構成とその目的、この委員会を立ち上げた目的と、そして言ってみれば目的と合わせてどのような業務をされるのか。これについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 予防接種健康被害調査委員会の構成メンバーなんですけれども、北見医師会長、あと医師会の予防接種の部会の会長、あと北見の保健所長、あと小児科の専門医師として、本町では、旭川医大の専門医師とあとうちの福祉保健課長で構成されることになります。

この委員会の目的というのは、予防接種によって副反応が出て後遺症になった場合に国で補償することを認定するために、まずはその事例について、医学的な見地から因果関係について判断するための調査委員会となります。カルテ、お医者さんの診断書とか本人のそれまでの経過についての情報をもとに、この委員会で因果関係についての意見をまとめて、道を通じて国へ進達するという形になります。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） ちょっと再質問になるんですが、分かりました。目的も含めて分かりましたけれども、例えばこの予防接種を受けて、やっぱり何か調子が悪いと。副反応が異常にこう強まって出てくるとか、そういう違和感とか異常な状況を接種を受けた方が一番分かるんですが、そういう声をどう拾い上げて、この委員会につないでいくのかという仕組みといますか、流れはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 予防接種を受けた後に健康被害が出たとお医者さんなり、そういうところから言われた場合については、ご本人から町の方に一応そういう申請の様式がありまして、そういう健康被害として申請したいというご本人の意思で申請していただくこととなります。その申請があった場合については、うちの方としては、いろんな先生からの診療の情報とか本人の結果について聞き取りをして、その内容を被害調査委員会にかけて、その委員会としての意見をいただくという形です。通常、医療機関に予防接種、そういう副反応が出たということになれば、医療機関からも国の方に副反応報告というのを出されるんですけれども、健康被害については、町にまず申請をしていただくということになります。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。第6款、1項、ページ数8ページです。7番の

牧場費の関係なんです、これの補正がついているんですが、これはたぶん肥料高騰だということだったと思いますが、肥料高騰というのは今年使用した肥料代の分なのか、来年使用する肥料を買った分の値上げ分で補正を組んだのか、まず聞きたいということと、それから、これだけ肥料代高騰、資材高騰になると、来年度、牧場に預かる牧畜の料金値上げにつながる可能性があるのかどうか、そこら辺も含めた回答をお願いをしたいと思いません。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 8ページ、6款、1項、7目の牧場費、この部分の今回の補正は、次年度使う牧場の肥料代であります。こちらについては、毎回、毎回、次年度の予算を当初予算でとっております。ただし、今回もうこの価格高騰が分かっておりましたので、1回目の入札を当初予算の範囲内で行っております。だから、来年使う肥料をすべて買うことはできませんでしたので、必要な分の差額を今回補正しまして、お認めいただければ次年度の肥料を満度に揃えることができるというような目的で補正をしております。こちらについては、次年度の肥料がまたいくらになるかというのは今後ちょっと提示されてきますけれども、その部分を応じてなるべく受益者に使用料金の値上げというのは、このタイミングでは控えたいなと思っておりますけれども、なにぶん次年度の価格というのが未知数なので、その状況を踏まえて、また別途検討したいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。7ページ、先ほどの工藤議員の質問の関連なんです、予防接種についてです。これはすべての予防接種というふうに判断してよろしいですか。子どもたちも含めて。そしてこれは、今後の予防接種ということですよ。例えばコロナの今やっている最中ですけれども、コロナに関する、終わったあととか、そういうことではなくて、今後受ける予防接種について、この調査委員会が動くということでしょうか。その辺教えていただきたいと思いません。

それから、9ページです。10款、2項、1目の小学校の大規模改修事業の中の委託料、PCB処理業務とあります。PCBというのは、ちょっと調べたら電柱の上に乗っている変圧器に使われているというふうに浅い知識ですけど、ありますけれども、これが小学校の大規模改修の中で、そのPCBが処理されたということで、児童たちへの影響とか保護者への周知とか、その辺の内容をお知らせ、対応をお知らせいただきたいと思いません。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 予防接種調査、健康被害については、今後のワクチン接種に関するものだけではなくて、これまでに副反応で直後にアナフィラキシーとして出る場合もあるんですけれども、遅れて遷延したしびれとか傷みとか、そういう持続して、それから後日こう、やっぱり予防接種が原因じゃないかということになれば、その時点で申請していただくということにもなりますので、これからの接種だけの対応のものではなくて、これまでに受けた中でもそういうのが疑われる場合には申請ができるもので、コロナだけではなく、定期の予防接種に関しては、この制度が適用になるものです。子どもも含めて、すべての定期で行っている予防接種については、この制度の適用になります。



○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 9ページの10款、2項、1目、学校管理費の中の大規模改修事業の委託料、PCB処理業務につきましての説明です。これにつきましては、この春、訓子府小学校の受電設備の改修工事ということで3,267万円で工事を行っております。その中で、いわゆる電気の受電設備、高圧からそれぞれの電気をいろいろ整えるですね、学校内に配給する設備がございます。俗に言いますとキューピクルと言いまして、訓子府小学校は校内にあります、通常、屋外にこう四角い建物が、電気設備がついてますが、それがこの昭和47年ぐらいに建てた建物ですので、屋内にあります。その今回、受電設備を全部改修するというので、それに伴いまして、PCB、実はコンデンサーとか、それからトランス、先ほど西山議員おっしゃいました電柱にあるようなトランス、その大規模なものが校内にあるというふうにイメージをしていただきたいと思います。その当時、昭和47年までこのPCBを使ったものが絶縁油ということで使われています。そのコンデンサーと、それからトランスですね、今回、改修に伴って処理をしなきゃならないということで、すべて検査をしまして2か所ほど出ました。その処理を行うための運搬経費と処理料なんです、子どもたちの健康被害についてはですね、特にこれは密閉されているもので、改修時にはじめてこう検査をして分かるものですので、特にこう被害はございませんし、法的に必ず整えた形ですね、現在保管をしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。5ページの社会福祉総務費の中の物価高騰等生活支援事業費、これは非課税世帯に3万円の給付ってことですが、これ手順ですか、申請あって、申請書の送付とかいろんなことがあると思いますが、その手順と支給、どのぐらいのところに支給できるのかお願いします。

9ページの、先ほど西山議員から出ましたPCB処理業務ですが、これは2022年3月31日までという一つの区切りがあったこの処理だったと思いますが、その後分かったということのかなと思いますが、今この処理ができるというのは室蘭ですか、それも最終的には2023年の3月31日っていう最終的な期限があるようですが、ほかに考えられるということは、ありませんか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 予算書5ページ、物価高騰等生活支援事業の部分の非課税世帯へ3万円を支給する部分の支給方法ですか、そのお尋ねがございました。こちらにつきましては、申請主義ではなくて、こちらの方からプッシュ型と言いまして、積極的に支給をするということで予定しております。対象者にうちの方で確認書というものを送付させていただきまして、本人の口座、この口座に振り込むことでいいですかという部分で確認、それ以外の口座であれば違う口座を書いてくださいという部分で確認書を送らせていただいて、それが戻ってきます。そうするとうちの方で支給するという形になります。それでシステム改修等々がございますので、今のところ11月ごろを目途に作業の方、進めさせていただければというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 9ページの10款、2項、1目のPCBの処理の関係です。今回の部分につきましては、解体、更新に伴ってですね、はじめて今の設備を壊して処理するということになります。壊さないと今回のPCBの濃度検査ができないことになっています。分かるものについては2022年の3月31日ということで、これ高濃度の部分なんですけど、低濃度はまだ令和9年まで処理が可能です。高濃度についても今後出たものについては道外に持っていくということをお聞きしておりますので、道内では先ほど河端議員おっしゃった室蘭での処理になるんですけど、これは高濃度PCBの機器になります。それから、今回、訓子府小学校から出たものは低濃度というものになります。これの処理につきましては、苫小牧に処理施設がございますので、民間施設ですけど、苫小牧の方で処理するという事で問題なく進めることになっております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

1番、余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。一つだけお願いします。ページ数9ページです。第10款、6項の保健体育費の体育施設費、パークゴルフ場の改修ということで53万円の予算がついています。これは具体的な中身、コースですとか時間ですとか、どんな改修をするのか、そこら辺のことをお願いします。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） 9ページ、10款、教育費、保健体育費、体育施設費の屋外運動施設維持管理事業でのパークゴルフ場での改修に伴う補正の具体的な中身ということでしたのでお答えします。今回のパークゴルフ場の整備につきましては、春から芝の枯れ、枯死等によりまして、補修が必要ということで今回補正をさせていただきます。それでこの中身につきましては、パークゴルフ場の芝を一部、張芝を行うということ。それとそれに伴っての養生芝の補修を行う。そして一部、目土を行うという作業の部分でございます。この中で車両借上料でございますが、これは養生芝を均等に切り取るカッターの機械というものの借り上げです。これが2日間借り上げを行いましての9万8千円。次に、原材料費での施設管理原材料でございますが、これは張芝で使用した養生芝の部分を使用しましたので、来年度以降の次の張芝を養成するための黒土56㎡の購入。それとコース内の一部目土を行うための混合土28㎡の購入を行うということでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。今に関連しまして、やることは分かりました。これは場所的には6コースすべて平均にみるという意味なのかな。それでこれの使用料及び賃借料、原材料費ということであるんですけど、この作業については、作業費というか、そういうのはないんですけども、どなたが施工するのか、そのことをお願いします。

○議長（須河 徹君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山田洋通君） このたびのこの補修作業につきましては、既に実施をしたものでございまして、それでまず場所でございます。これにつきましては、主にE・Fコース、そしてC・Dコースの芝の傷んだ部分を張芝によって補修、交換ということでの部分です。エリアにつきましてはE・F、またC・Dということでございます。

それと2点目の作業にかかる人たちということでございますが、これにつきましては、

社会教育課の職員だけではなくて、委託をしております高齢者勤労センター、それとパークゴルフ協会の方たちにも日程調整の上、協力いただきながら作業を行ったということでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。二つほど質問します。ページで言えば7ページ。予防接種の健康被害の委員さんの関係で聞き漏らしがあればご指摘も含めてお願いしますけども、学校医だとか地元の医師が入っていないように聞こえたんですけども、ちょっと違和感を感じるんですよね。診察をしたり、診察をしていますよね、偉い先生揃えるのも結構だと思いますけども、その点、確認をしたいということでもあります。

それとページで言えば9ページ、上段、10、1、2です。PTAの北見大会が開かれる。10万円計上されていますけども、たぶん、負担金を持ち寄って運営すると思うんですけども、どのような経費に結果として使われるのかが一つと訓子府からはどのようなメンバーがご参加されるかお願いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 予防接種健康被害調査委員会の構成の中に学校医等が入っていないというところのご質問なんですけれども、実際には入っておりません。この委員会の目的自体が道の要綱にも基づいているものなんですけれども、実際に健康被害に遭われた方の状況についての調査をする委員会なので、当日の接種の診察をした医師とかではなく、専門医である小児科の先生とか、あと保健所、あと医師会長とか、そういうメンバーで構成されているものです。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 9ページ、10款、1項、2目、事務局費の負担金、補助及び交付金、日本PTA北海道ブロック研究大会オホーツク北見大会の負担金でございます。これにつきましては、今回、北見の中部地区PTAということで訓子府町も入っているPTAのブロック、北見市、それから置戸、訓子府、津別、美幌、佐呂間ということで、この自治体の参加のPTAが当番になっております。会場は北見市ということでございます。北見市は開催地ですので、かなり大規模な負担金を負担しておりますが、残り5町につきましては10万円の負担をしております。これにつきましては大会の運営費、会場借り上げですとか、さまざまな運営費のところの一部として使用されているということでございます。訓子府からのメンバーということですが、想定、一応、900名規模の大会を予定しております。そのうち、半数の450人ぐらいが管内からの参加ということで、町内についてはPTAの役員さん、それからPTAの会員さんということで、地元ということもありますので、そういうことで参加をする予定になっております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 7ページのですよね、先ほどご質問がありました予防接種健康被害調査委員会委員の関係でございますけども、ちょっと補足して説明させていただきますけども、要綱自体はですね、昭和50年の時に制定されまして、それ以来、設置がされているということで、構成もその時決められているもので、当事者の医師については含んで

いないということで、ご理解いただきたいと思います。今回たまたま特別職の議案第45号の方ですね、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、ここに加えさせていただいたんですが、これまでは予算に定めるということで、これについては、この表に入ってなかったんですけども、国の指導なんかもありましてですね、今回、専門の審査委員会ということで、条例の方、改めさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。4ページになります。15款、2項、7目、商工費道補助金ですが、消費者行政活性化事業補助金ということで10万円、パンフレットの経費が助成されたということですが、今回作られたパンフレットなのか、これからまた新しいパンフレットを作成するための補助が入ったのか、そちらをお知らせください。

それと今、質問あった9ページ、10款、1項、2目ですね、日本PTA北海道ブロック研究大会オホーツク北見大会負担金ということですが、これはPTAということで小学校、中学校、高校とありますが、どの対象となるのか。また補正ということで10万円ですが、ブロック大会というのは前年から決まっていた当初予算ではなかったのか。急ぎよ決まったものなのか分かればお知らせください。お願いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 4ページ、15款、2項、7目の商工費道補助金の消費者行政活性化事業補助金、これにつきましては、今回これは歳入なので道からの補助金が決定したよということで補正をしています。お尋ねのあったパンフレットは来年の2月ぐらいに皆さま方にお配りするというような予定をしております、これから購入するものでございます。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 9ページ、10款、1項、2目、事務局費の日本PTA北海道ブロック研究大会オホーツク北見大会の負担金の部分の対象ということだと思いますが、これは義務教育、小中学校のPTAの対象でございます。

それから、当初予算でなく、なぜ補正なのかということですが、先ほど言いました900人規模の大会ということで、大規模の大会でございます。北見でやるのは久しぶりということなんです、当初、全部集めてということだったんですが、このコロナ禍においてですね、一部、管外についてはオンラインということになりました。それに伴って参加負担金の見直し等もございまして、それで経費的なものでこうきつくなってきたということもありまして、先ほど言いました関係1市5町での分担をするということになりましたので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第43号の質疑を終了いたします。

次に、議案第44号の質疑を許します。議案書14ページです。

ご質疑ありませんか。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。17ページ、2款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業費の委託料、委託料になりますね、補正前の予算では、委託料が186万7千円ということで、工事費はその場所によって若干違うのかなと思うんですが、今回の補正では委託料34万4千円と大幅に減っているところの要因が分かればお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 上下水道課長。  
○上下水道課長（森田繁光君） 2款、1項、2目の12節、委託料の関係で質問ありました。まず、この34万4千円という積算の根拠なんですけども、当初予算で186万7千円あげさせてもらってました。この予算の段階では4戸の測量費という形、プラス放水先が浸透升の可能性もありますので、地質調査分も含めて186万7千円を計上してました。実際のところ3月末の時点で5戸の申し込みがあり、その部分は既に発注してございます。その残額で54万7千円という残額がありますので、残りの4月以降申し込み来た3件分の測量費を計上するにあたって、仮に積算した段階で不足分34万4千円という形で不足が出ましたので、その分を追加させてもらっています。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第44号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論に当たっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第45号、議案第48号、議案第43号、議案第44号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決といたします。

議案第45号、議案第48号、議案第43号、議案第44号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、議案第48号、議案第43号、議案第44号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第46号、議案第47号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第46号、議案第47号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第46号の質疑を許します。議案書21ページ。

ご質疑ありませんか。

5番、西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。1点お伺いいたします。これまで当町の職員の中で育児休業をとった職員はいらっしゃるかどうか、その点お伺いします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 育児休業なんですけども、取得した職員はいます。毎年出ておりまして、女性の職員については、ほぼ対象者全員取得している状況でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第46号の質疑を終了いたします。

次に、議案第47号の質疑を許します。議案書31ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第47号の質疑を終了いたします。

以上をもって、一括議題の質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第46号、議案第47号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決といたします。

議案第46号、議案第47号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、議案第47号は、いずれも原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、谷口武彦君ほか4名から、意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第6号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで意見書の配布の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時22分

○議長(須河 徹君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第6号

○議長(須河 徹君) これより、追加日程第1、意見書案第6号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

谷口武彦君。

○8番(谷口武彦君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第6号について、ご説明をいたします。

意見書案第6号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年9月15日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 谷口 武彦

〃 工藤 弘喜

〃 須河 徹

〃 泉 愉美

〃 河端 芳恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

国土交通大臣様

国土強靱化担当大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（須河 徹君） これにて、令和4年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分